

平成27年度

「一村一工ネ」事業

事業公募案内

公募受付締切日

平成27年6月1日（月）

平成27年4月

北海道経済部

産業振興局 環境・エネルギー室

「一村一エネ」事業公募案内

北海道では、昨年度に引き続き、地域の特色を生かした省エネ・新エネ事業を通じて地域活性化を図る取組を支援することとしています。

その事業提案公募にあたって、市町村や企業、NPO等地域の多様な方々が、協働・連携し、効果的な事業を立案・実施していただけるよう本事業の事業内容や応募方法等をご案内します。

なお、補助金の交付手続及び補助内容等の詳細は「一村一エネ」事業費補助金交付要綱及び「一村一エネ」事業費補助金交付要綱の運用についてに基づきますので、ご確認願います。

<目次>

	ページ
1 事業内容	1
2 応募方法等	3
3 審査	6
4 交付申請、事業の実施、実績報告	8
5 Q&A	12

○ 補助金交付要綱等

○ 事業計画提案様式

別記第1号様式 事業計画書

○ 補助申請・実績報告様式

申請	① 補助金等交付申請書	(経済第1号様式)
	② 事業計画書	(経済第2号様式)
	③ 事業計画書	(経済第4号様式)
	④ 補助金等交付申請額算出調書	(経済第7号様式)
	⑤ 経費の配分調書	(経済第10号様式)
	⑥ 事業予算書	(経済第11号様式)
	⑦ 資金収支計画書	(経済第23号様式)
	⑧ 納税対応状況申出書	(別記第2号様式)
実績	① 補助事業等実績報告書	(経済第19号様式)
	② 事業実績書	(経済第2号様式)
	③ 事業実績書	(経済第4号様式)
	④ 経費の配分調書	(経済第10号様式)
	⑤ 補助金等精算書	(経済第20号様式)
	⑥ 事業精算書	(経済第22号様式)

1 事業内容

(1) 目的

本事業は、地域資源を活用した省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、市町村と企業、NPO等が協働・連携して地域経済の活性化を図る取組を支援し、環境と持続的発展が両立する社会の実現をめざすものです。

(2) 公募対象者

法人及び団体等と市町村で構成するコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）

*要綱第3条に基づき「コンソーシアム協定書」を締結してください。

(3) 公募対象事業

地域の特色を生かした省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、経済性及び地域経済活性化等について、定量的・具体的な効果が見込まれる取組であり、市町村と企業やNPO等地域の多様な主体が協働・連携して取り組む「一村一エネ」事業を対象とします。

また、この事業は電源立地地域対策交付金を活用していることから、発電施設等所在市町村への経済波及効果等が必要になります。

※地域経済活性化とは、次のいずれかの目的に寄与するものです。

- ア 環境エネルギー産業の育成
- イ 商店街の活性化
- ウ 農商工連携の強化
- エ 観光振興、交流推進
- オ ものづくり、食産業の振興
- カ 建設業の新分野進出
- キ コミュニティビジネスの創出
- ク 産業立地の促進
- ケ その他産業・雇用の維持・創出につながる地域経済の課題解決

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第103号）に基づく固定価格買取制度において、設備認定を受けている設備を活用する事業は対象外となります。

(4) 補助対象経費及び対象外経費

補助対象 経 費	工事請負費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、賃金、その他総合振興局長等が特に必要と認めた経費
-------------	--

事業計画の実施に要する経費は補助対象となりますが、補助対象事業のうち、次の経費は補助対象になりません。

- ・市役所、区役所及び町村役場に係る経費(需用費を含む)及びこれらに従事する者への助成
- ・賃金及び職員費(ただし、補助対象事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するための経費と認められるものは対象とすることができます)
- ・不動産の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用(不動産の賃借に要する費用は、補助対象事業の実施に必要不可欠な施設等の借上げに要する費用と認められるものは対象とすることができます)
- ・施設等の維持管理費、食料費及び交際費、事業実施期間中の借入金利息、その他知事が不適当と認める経費(中古物品の購入費など)

(5) 交付の仕組み

省エネルギーや新エネルギー導入を推進する取組及びその実施により見込まれる省エネルギー量や新エネルギー導入量を記載した事業計画書を提出いただき、事業効果等を審査し、事業計画を認定した上で、交付申請を受け補助対象事業、補助金額を決定します。

事業計画書の提出の際、エネルギー削減等に係る数値の根拠となる資料を添付していただき、審査会ではその数値等について説明をしていただきます。

(6) 交付内容

補助金の交付基準及び上限額は次のとおりです。

交付基準	交付単価	上限額	補助率
事業計画書に記載の省エネルギー量及び新エネルギー導入量を原油換算し、それぞれに応じた交付単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額	35万円	2,000万円 (新エネルギー導入の取組)	10分の10以内
	20万円	1,000万円 (省エネルギーの取組)	

なお事業計画は、次のテーマに沿ったものとします。

[テーマ]

- ・太陽光や風力、中小水力などの新エネルギー導入による地域活性化
- ・首都圏等の事業者との連携による国内全体の低炭素化への貢献
- ・地元の産業部門の低炭素化を支える地域ぐるみのCO₂排出抑制・相殺等
- ・バイオマスや雪氷冷熱等の利用による産業活性化機会の創出や地域の社会・環境コストの削減等
- ・エネルギーをテーマとした体験情報発信拠点の整備
- ・電気・ガス・石油・新エネ等、エネルギー事業者間の連携促進

・その他知事が、広域的、先導的、横断的な取組として、特に必要と認めるもの

2 応募方法等

(1) 提案者

事業計画書による提案は、コンソーシアムとします。

(2) 提出書類

① 事業計画書……………【別記第1号様式】

*事業計画書9にある事業実施前、実施後のエネルギー等の年間使用量等に係る数値の根拠となる資料を添付してください。

② 事業計画書を補完する参考資料（任意提出）

提案内容については、できるだけ提案書の様式内に完結するように記載し、参考資料を添付する場合は10枚以内としてください。参考資料を提出する場合には、提案書の記載の中で、当該参考資料の参照を明記してください。

③ 「地域省エネ・新エネ導入推進会議」の推薦状（任意様式）

④ 添付書類

- ・コンソーシアム協定書（写）
- ・事業計画の実施に必要な機器、装置等の一覧表、パンフレット（写可）
- ・事業計画の実施に必要な機器、装置等の参考見積結果一覧
（参考見積は、3者以上とし一覧に整理すること。1者の場合は、随意契約理由（案）を添付すること。）
- ・事業計画の実施に必要な機器・装置等の購入、使用、管理に関する取決書の（写）

⑤ 電子ファイル

提案書等の電子ファイルを格納したCD等の電子媒体

<提出部数>

「①、②、④」は、正本1部（片面印刷）、副本2部（両面印刷）を提出ください。また、「③」は1部、「⑤」は1枚提出ください。

(3) 応募に当たっての留意事項

① 事業計画書の作成について

- ・ 提案書類は全てA4とし、「①事業計画書」は本公募要領による様式を使用してください。
 - ・ 本公募要領は、環境・エネルギー室ホームページに掲載しています。
次のURLを参照ください (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/tanso.htm>)
 - ・ 事業計画書にあるエネルギー削減に係る数値の算出については、交付額の算定に係るものであり、特に詳細に記入してください。また、その数値の根拠となる資料を添付してください。
 - ・ 必要書類に不備がある場合には、受理できない場合や審査対象とならないことがありますので注意ください。
- ※ 提案書類は返却いたしません。

② コンソーシアムの協定について

コンソーシアムは、事業計画の提出に当たり、事業計画の実施に必要な機器・装置等の購入、及びその取得財産の所有管理などについて、構成員と十分な合意を図っておく必要があります。

③ その他

事業計画の策定に当たっては、「4 交付申請、事業の実施、実績報告」に掲げる取扱い等についても留意願います。

(4) 補助事業募集のスケジュール (予定)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 募集 (事業計画書の受付) | 6月1日 (月) 17時まで |
| ② 審査委員会 (ヒアリング) | 6月下旬 |
| ③ 事業計画の認定等に係る通知 | 6月下旬 |

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

(6) 応募受付期間

平成27年4月1日（水）～平成27年6月1日（月）
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝祭日を除く）

提出期限は、平成27年6月1日（月）17:00までに各（総合）振興局必着です。

期日を過ぎて提出された事業計画書は、無効となりますのでご注意ください。

(7) 事業計画書の提出先、問い合わせ先

- ・ 本公募に関する問い合わせ先
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線26-181）
- ・ 問い合わせ及び事業計画書の提出先

提出先	住所	電話番号
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200(総合案内)
石狩振興局産業振興部商工労働観光課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-231-4111(代表)
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300(総合案内)
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9900(総合案内)
日高振興局産業振興部商工労働観光課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9030(総合案内)
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9400(総合案内)
檜山振興局産業振興部商工労働観光課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500(総合案内)
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5900(総合案内)
留萌振興局産業振興部商工労働観光課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8404(総合案内)
宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516(総合案内)
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0603(総合案内)
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005(総合案内)
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100(総合案内)
根室振興局産業振興部商工労働観光課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-0257(総合案内)

3 審査

(1) 審査方法

事業計画の認定は、公募要件に合致する提案を対象に、事業計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行います。

事業計画書について、(2)の審査基準に基づき書類審査を実施し、事業として適当と認められるものを予算の範囲内で認定します。※

なお、事業計画の認定に当たっては、審査委員会が応募案件の内容、実施体制等に関し条件を付すことがあります。

※ 認定の審査にあたっては、ヒアリングを実施する予定です。審査委員会でのヒアリングではコンソーシアムから事業計画に基づき、地域活性化に係る事業の概要やエネルギー削減数値などを説明していただき、審査委員会で定める最低基準に到達しないときは、予算の範囲内であっても認定されない場合があります。

① 審査結果の通知

審査委員会による審査結果については、認定、不認定いずれの場合も審査講評と合わせ通知します。

② 計画の公表

認定した事業計画は、道のホームページなどで公表します。

併せて、事業計画の認定を受けたコンソーシアムは、事業計画の内容を、交付申請を行う日までに市町村のホームページで公表してください。

③ 交付申請

事業計画の認定を受けたコンソーシアムは別に定める期日までに「4 交付申請、事業の実施、実績報告」の(1)交付申請の記載内容等により交付申請書を総合振興局長または振興局長に提出し、交付決定を受ける必要があります。

(2) 審査基準

事業計画書は以下に示す審査基準（予定）に基づき、総合的に審査します。

	項 目	評 価 内 容 ・ 指 標
1	市町村の振興計画等との整合性	市町村で定める総合計画、緑の分権改革、新エネビジョン、省エネビジョン、バイオマスタウン構想等により、事業の位置づけを評価します。
2	省エネまたは新エネ導入効果	エネルギー使用削減率（エネルギー使用量(原油換算)の簡易計算表適用） （エネルギー使用削減量／実施前エネルギー使用量）
3	エネルギー使用量の算定方法の妥当性	事業計画書にある事業実施前と実施後のエネルギー使用量の数値の妥当性を評価します。
4	経費削減効果	事業の実施による経費削減効果について ・ 光熱費等の削減率（削減経費／実施前経費） ・ 投資回収効率（耐用年数／投資回収年） ・ エネルギー使用削減効率(投資額/エネルギー使用削減量) などを参考に評価します。
5	地域経済の活性化効果	事業目的に掲げる地域経済の活性化効果について、具体性、有効性などについて評価します。
	道産製品	道内で開発・製造されたものの導入の有無について、評価します。
6	発電施設所在市町村等への経済波及効果	電源立地地域対策交付金を活用していることから、発電施設所在市町村等への経済波及効果を評価します。
7	連携・協働	行政・企業・市民など構成員間及び事業目的に資する地域の多様な主体との連携・協働が図られているか、役割分担や実施体制などを参考に評価します。
8	持続性	事業実施後の運営体制や資源、経費の確保の方策を参考に事業の継続可能性や自立性を評価します。
9	その他	他の地域のモデルとなる先導性など、環境と持続的発展を両立する社会の実現に資する効果について評価します。

発電施設所在市町村等

振興局名	市町村名
空知	夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、栗山町、浦臼町、新十津川町
石狩	札幌市
後志	蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村
胆振	室蘭市、苫小牧市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
渡島	函館市、北斗市、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町
檜山	奥尻町、今金町
上川	士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、美深町、中川町
留萌	羽幌町、天塩町
宗谷	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	津別町、斜里町、遠軽町、滝上町
十勝	士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町
釧路	釧路市

4 交付申請、事業の実施、実績報告

(1) 交付申請

事業計画の認定を受けたコンソーシアムは、別に通知する期日までに交付申請書を提出し、総合振興局長または振興局長の交付決定を受けることとなります。

なお、補助金等交付申請書（経済第1号様式）には、次の書類を添付し提出していただきます。

- ① 事業計画書 (経済第2号様式)
- ② 事業計画書 (経済第4号様式)
- ③ 補助金等交付申請額算出調書 (経済第7号様式)
- ④ 経費の配分調書 (経済第10号様式)
- ⑤ 事業予算書 (経済第11号様式)
- ⑥ 資金収支計画書 (経済第23号様式)
- ⑦ 納税対応状況申出書 (別記第2号様式)
- ⑧ 省エネルギー量及び新エネルギー導入量の算定に係る書類 (任意様式)
- ⑨ その他、事業費の参考となる書類 (見積書 (写)、パンフレットなど)

(2) 事業の実施

- ① 事業期間

事業は、原則として交付決定後開始し、平成28年2月15日（月）までに完了する必要があります。

② 補助対象経費の執行

補助対象経費の執行に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 施設整備、機器導入及び消耗品の購入等の契約事務については、市町村財務規則に準じた取り扱いにより行ってください。また、事業実施期間内に使用しなかった消耗品等については、補助対象外となります。

イ 報償費を対象とする場合については、補助金の交付決定を受けた後、次により処理してください。

- ・ 専門家の指導などを受ける場合は、委嘱状（依頼状）を作成し、専門家の承諾を受けてください。
- ・ 指導などを受けた際は、会議録や指導記録（日時、出席者、事業内容、指導事項等を記載）を作成してください。
- ・ 謝金及び旅費については、必ず源泉徴収を行い、所轄税務署への納付は、補助事業者において対応することとし、証拠書類を保管してください。

ウ 旅費については、旅費明細書、利用明細が明記された領収書等を保管してください。

エ 賃金及び職員費については、一時雇用とし、作業時間と作業内容を記した「作業日報」を作成してください。

オ パンフレット等を作成する場合については、配布先及び配布部数を整理した資料を作成してください（補助事業期間内に配付されなかった分については補助対象外となります）。

カ 切手、封筒、コピー用紙等をまとめ買いする場合については、受払簿を作成し、使用状況を記録してください（補助事業期間内に使用されなかった分については補助対象外となります）。

キ 機器等の借上、印刷製本等の発注にあたっては、3者以上の見積もりを取ってください。なお、3者以上の見積もりを取ることが困難な場合は、その理由を整理して記録を残してください。

ク コンソーシアムにおいて補助対象経費の執行を行う場合は、上記ア～キに加え、次の事項に留意してください。

- ・ 日常的な発注、支払、帳簿等の経理業務については、代表者等に一任することは差し支えありませんが、重要な決定を行う場合（特に予算編成・更正、交付申請など道への申請や届出、決算を行おうとする場合）には、必ず構成員の1/2以上が出席した会議を開催し、その議事録を作成してください。
- ・ 旅費・謝金等は、市町村等の規定を準用するなど合理的な根拠に基づいて支

払い額を算出してください。

なお、それ以外の経費についても、社会通念上妥当と認められる根拠に基づいて支払い額を算出してください。

- ・補助金事業に係る収支については、事業専用の帳簿や預金通帳及びその証拠書類を備え、整理してください。また、事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。帳簿類の確認ができない場合については、補助対象外となりますので注意ください。
- ・補助金事業に係る経費の支払にあたっては、あらかじめ、見積書、注文書（控え又は写し）、契約書又は注文請書、納品書、検収書、請求書、領収書（銀行振込の場合は、銀行発行の口座振込通知書等）を作成又は取得してください。
- ・伝票類は、経費の区分毎に整理し、帳簿とつき合わせられるように整理してください。
- ・補助対象経費の支出については、法令や契約に基づき、適正な支出を行ってください。

③ 補助対象経費の支払い方法

ア 手形の裏書譲渡による支払い、事業計画以外の取引との混合払いは認められません。

イ 銀行振込による場合は、振込手数料は補助事業者の負担とし、補助対象外経費となります。

なお、契約金額から振込手数料を差し引いて振り込む場合は、差し引き後の金額が補助対象経費となりますので留意してください。

(3) 実績報告書

事業の完了した場合は事業の完了の日から20日を経過した日または平成28年2月20日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（経済第19号様式）に次の書類を添付し提出していただきます。

- ① 事業実績書 (経済第2号様式)
- ② 事業実績書 (経済第4号様式)
- ③ 経費の配分調書 (経済第10号様式)
- ④ 補助金等精算書 (経済第20号様式)
- ⑤ 事業精算書 (経済第22号様式)
- ⑥ その他、事業費の確認できる書類（契約書（写）、検査調書（写）、物品の写真など）

(4) 補助金の支払い

補助金は、実績額に応じて、交付決定額の範囲内の金額で支払います。

道に対して、実績報告を提出後、道が調査を行い、支払うべき補助金額を確定したうえで口座振替により支払います。

(5) 事業の報告及び公表

コンソーシアムは、補助金の交付を受けた「一村一エネ」事業報告について、市町村のホームページ及び広報誌等で公表してください。

(6) 事業完了後の留意事項

① 補助金事業終了後、事業の状況について報告を求めます。

補助対象事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後30日以内に1年間の事業実施状況として、事業計画に基づくエネルギーの削減状況や地域への波及効果などについて報告しなければなりません。

また、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等）を取得した場合、及び補助事業実施による本年度の収益等の有無について報告しなければなりません。

*補助金の交付との間に因果関係があり、かつ、その事業を行ったことにより通常生ずるであろう利益を大幅に超える場合における収入がある場合は、収益納付の対象となる場合があります。

② 補助金の対象とする経費にかかる帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

③ 補助金事業終了後、会計検査院が実地検査に入る場合があります。

④ 補助金事業により取得し又は効用を増加させた財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、通商産業省告示第360号（昭和53年8月5日）で定める補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではありません。

5 Q&A

Q1：補助金の上限額の算定に用いる省エネルギー量や新エネルギー導入量は
何年分ですか。

A：事業の実施により、単年度（1年間あたり）に見込まれる省エネルギー量や
新エネルギー導入量を補助金の上限額の算定に用います。

Q2：省エネルギー量や新エネルギー導入量に係る原油換算は、どのように
取り扱いますか。

A：省エネルギー量や新エネルギー導入量の算出に用いる原油換算については、
省エネルギーセンターの「エネルギー使用量の簡易計算表」により算出する
こととしています。一村一エネ事業のHPにも掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/tannso.htm>

Q3：新規の施設整備等の場合のベースエネルギー量（省エネルギー及び新エネ
ルギー導入前のエネルギー量）はどうなりますか。

A：基本的には実績をベースとします。市町村の総合計画やエネルギービジョン
などにおいて、整備が必要とされていた施設と認められる場合について、標
準的な整備方法（化石燃料等）による仮想エネルギー量との差で、対象とで
きる場合がありますが、事業計画における事業実施前と実施後の数値につい
ての根拠となる詳細な資料が必要です。その計画における位置付けや積算方
法の合理性、また事業実施後の実効性について、審査委員会において説明を
求めることとしています。